

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年7月28日(2005.7.28)

【公開番号】特開2003-190576(P2003-190576A)

【公開日】平成15年7月8日(2003.7.8)

【出願番号】特願2001-401162(P2001-401162)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 8

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月14日(2004.12.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

貨幣の支払いに応じた価値であって遊技に使用可能な第1の遊技用価値の大きさを特定可能な第1情報と、遊技により遊技者が獲得した価値であって遊技に使用可能な第2の遊技用価値の大きさを特定可能な第2情報と、が少なくとも記録された遊技用記録媒体を受け、該受けた前記遊技用記録媒体に記録されている前記各情報を読み取り、該読み取った前記第1情報により特定される前記第1の遊技用価値の大きさを使用した遊技媒体の貸与処理である第1の貸与処理と、該読み取った前記第2情報により特定される前記第2の遊技用価値の大きさを使用した遊技媒体の貸与処理である第2の貸与処理と、を行う記録媒体処理装置と、

該記録媒体処理装置と通信接続され、各遊技用記録媒体の前記第1の遊技用価値の大きさを、各遊技用記録媒体の前記第1情報に対応付けて管理する第1管理装置と、

該記録媒体処理装置と通信接続され、各遊技用記録媒体の前記第2の遊技用価値の大きさを、各遊技用記録媒体の前記第2情報に対応付けて管理する第2管理装置と、

から構成される遊技用システムであって、

前記記録媒体処理装置は、前記遊技用記録媒体を受付けると該受けた遊技用記録媒体の少なくとも前記第1情報を読み取り、該読み取った第1情報を含む第1照合要求情報を前記第1管理装置に送信し、

該第1照合要求情報を受信した前記第1管理装置は、該第1照合要求情報に含まれる前記第1情報の照合を実施し、該照合により該第1情報が正規な情報であると判定した場合において、第1情報に対応する第1の遊技用価値の大きさの遊技への使用許可を示す第1使用許可情報を記録媒体処理装置に返信し、

該第1使用許可情報を受信した記録媒体処理装置は、前記第1情報にて特定された第1の遊技用価値の大きさの範囲内において前記第1の貸与処理を行い、

更に前記記録媒体処理装置は、前記第2情報の読み取りに応じて、該第2情報を含む第2照合要求情報を前記第2管理装置に送信し、

該第2照合要求情報を受信した前記第2管理装置は、該第2照合要求情報に含まれる前記第2情報の照合を実施し、該照合により該第2情報が正規な情報であると判定した場合において、第2情報に対応する第2の遊技用価値の大きさの遊技への使用許可を示す第2使用許可情報を記録媒体処理装置に返信し、

該第2使用許可情報を受信した記録媒体処理装置は、前記第2情報にて特定された第2の遊技用価値の大きさの範囲内において前記第2の貸与処理を行い、

前記記録媒体処理装置、前記第1管理装置及び前記第2管理装置にはそれぞれアドレスが付与されており、前記記録媒体処理装置、前記第1管理装置及び前記第2管理装置は、各アドレスを送信データに付与して送受信することにより、共通の伝送ラインを通じて互いにデータの送受を実施するとともに、

前記伝送ラインに、前記送信データに付与されたアドレスに基づいて前記記録媒体処理装置から前記第1管理装置への送信データが前記第2管理装置へ送信されないように制御するとともに、前記第2の管理装置から前記第1の管理装置へのアクセスができないように制御する情報伝送規制装置を備えることを特徴とする遊技用システム。

【請求項2】

前記遊技用記録媒体は第1情報が記録される第1記録部と、第2情報が記録される第2記録部とを備え、

前記記録媒体処理装置は、前記第1記録部の記録情報を読み取る第1読み取り部と、前記第2記録部の記録情報を読み取る第2読み取り部とを備える請求項1に記載の遊技用システム。

【請求項3】

前記記録媒体処理装置は、前記第2照合要求情報の送信を遊技者による前記第2の貸与処理要求に応じて行う請求項1または2に記載の遊技用システム。

【請求項4】

前記第2の貸与処理における遊技媒体の貸与を、前記第1の貸与処理と同様の処理形態にて実施する請求項1～3のいずれかに記載の遊技用システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

【課題を解決するための手段】

前記した問題を解決するために、本発明の遊技用システムは、貨幣の支払いに応じた価値であって遊技に使用可能な第1の遊技用価値の大きさを特定可能な第1情報と、遊技により遊技者が獲得した価値であって遊技に使用可能な第2の遊技用価値の大きさを特定可能な第2情報と、が少なくとも記録された遊技用記録媒体を受付け、該受付けた前記遊技用記録媒体に記録されている前記各情報を読み取り、該読み取った前記第1情報により特定される前記第1の遊技用価値の大きさを使用した遊技媒体の貸与処理である第1の貸与処理と、該読み取った前記第2情報により特定される前記第2の遊技用価値の大きさを使用した遊技媒体の貸与処理である第2の貸与処理と、を行う記録媒体処理装置と、

該記録媒体処理装置と通信接続され、各遊技用記録媒体の前記第1の遊技用価値の大きさを、各遊技用記録媒体の前記第1情報に対応付けて管理する第1管理装置と、

該記録媒体処理装置と通信接続され、各遊技用記録媒体の前記第2の遊技用価値の大きさを、各遊技用記録媒体の前記第2情報に対応付けて管理する第2管理装置と、

から構成される遊技用システムであって、

前記記録媒体処理装置は、前記遊技用記録媒体を受付けると該受付けた遊技用記録媒体の少なくとも前記第1情報を読み取り、該読み取った第1情報を含む第1照合要求情報を前記第1管理装置に送信し、

該第1照合要求情報を受信した前記第1管理装置は、該第1照合要求情報に含まれる前記第1情報の照合を実施し、該照合により該第1情報が正規な情報であると判定した場合において、第1情報に対応する第1の遊技用価値の大きさの遊技への使用許可を示す第1使用許可情報を記録媒体処理装置に返信し、

該第1使用許可情報を受信した記録媒体処理装置は、前記第1情報にて特定された第1の

遊技用価値の大きさの範囲内において前記第1の貸与処理を行い、

更に前記記録媒体処理装置は、前記第2情報の読み取りに応じて、該第2情報を含む第2照合要求情報を前記第2管理装置に送信し、

該第2照合要求情報を受信した前記第2管理装置は、該第2照合要求情報に含まれる前記第2情報の照合を実施し、該照合により該第2情報が正規な情報であると判定した場合において、第2情報に対応する第2の遊技用価値の大きさの遊技への使用許可を示す第2使用許可情報を記録媒体処理装置に返信し、

該第2使用許可情報を受信した記録媒体処理装置は、前記第2情報にて特定された第2の遊技用価値の大きさの範囲内において前記第2の貸与処理を行い、

前記記録媒体処理装置、前記第1管理装置及び前記第2管理装置にはそれぞれアドレスが付与されており、前記記録媒体処理装置、前記第1管理装置及び前記第2管理装置は、各アドレスを送信データに付与して送受信することにより、共通の伝送ラインを通じて互いにデータの送受を実施するとともに、

前記伝送ラインに、前記送信データに付与されたアドレスに基づいて前記記録媒体処理装置から前記第1管理装置への送信データが前記第2管理装置へ送信されないように制御するとともに、前記第2の管理装置から前記第1の管理装置へのアクセスができないように制御する情報伝送規制装置を備えることを特徴としている。

この特徴によれば、前記情報伝送規制装置を有することで、前記記録媒体処理装置と第1管理装置並びに前記第2管理装置とを前記共通の伝送ラインにて接続した構成としても、前記第1管理装置に対して前記記録媒体処理装置から送信される貨幣の支払いに応じた価値であって遊技に使用可能な第1の遊技用価値の大きさに関する情報が、前記第2管理装置に送信されることが規制されるとともに、前記第2の管理装置から前記第1の管理装置へのアクセスも規制されるようになるため、前記第1の遊技用価値の大きさに関する情報や前記第1の管理装置にて管理しているデータが、前記第2管理装置側にて入手されることを回避することができ、結果的に前記第1の遊技用価値や前記第1の管理装置にて管理しているデータが改竄される等の不正が実施される危険性を大幅に低減できる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0189

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0189】

【発明の効果】

本発明は次の効果を奏する。

(a) 請求項1の発明によれば、前記情報伝送規制装置を有することで、前記記録媒体処理装置と第1管理装置並びに前記第2管理装置とを前記共通の伝送ラインにて接続した構成としても、前記第1管理装置に対して前記記録媒体処理装置から送信される貨幣の支払いに応じた価値であって遊技に使用可能な第1の遊技用価値の大きさに関する情報が、前記第2管理装置に送信されることが規制されるとともに、前記第2の管理装置から前記第1の管理装置へのアクセスも規制されるようになるため、前記第1の遊技用価値の大きさに関する情報や前記第1の管理装置にて管理しているデータが、前記第2管理装置側にて入手されることを回避することができ、結果的に前記第1の遊技用価値や前記第1の管理装置にて管理しているデータが改竄される等の不正が実施される危険性を大幅に低減できる。